

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環ポンプ（A）第1段シール圧力演算器の点検において、電源開閉操作スイッチに接点動作不良（電源投入不可）が認められたため、当該スイッチを交換	G III	
2	1号機	主低圧タービン（A）の浸透探傷検査において、上半ダイヤフラムのノズル溶接部に浸透指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	G III	
3	1号機	主低圧タービン（B）の浸透探傷検査において、下半ダイヤフラムのノズル溶接部に浸透指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	G III	
4	1号機	原子炉圧力容器の蓋フランジ部締付け用ボルト及びナットの点検において、ナット及び座金（No. 10）に損傷（凹み）が認められたため、当該部を補修	G III	
5	1号機	主復水器細管洗浄装置用ボール循環配管の点検において、ボール回収器バイパス弁用配管フランジ（強化プラスチック製）を損傷させたため、当該フランジを交換	G III	
6	1号機	高圧注水系ポンプ入口弁（サプレッションプール側：2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
7	3号機	屋外変圧器防災用配管トレンチ上蓋の脱落が認められたため、当該上蓋を取付	G II	
8	3号機	原子炉建屋1階南西側の原子炉格納容器機器ハッチ上部の配管貫通部付近に設置されている保守用足場のグレーチングに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	3号機	中央制御室換気空調系空調機（A）の起動時、当該空調機入口フィルタ差圧指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理	G III	
10	5号機	溶接事業者検査の実績確認において、溶接事業者検査成績書記載の「溶接事業者検査結果総括表管理番号」に誤記が認められたため、正誤表を作成	G III	
11	その他	工事監理員としての認定資格更新手続きにおいて、旧版の記録様式を使用していたことが認められたため、最新版の記録様式にて再作成	G II	
12	その他	「放射線計測器長期借用依頼書」の作成において、旧版の記録様式を使用をしたことが認められたため、最新版の記録様式にて再作成	G III	